

SNS 誹謗中傷法整備の現状と課題 —プロバイダ責任制限法改正の観点から—

鈴木 大悟

プロバイダ責任制限法とは 2002 年に施行された特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の略であり、ウェブページや電子掲示板などで行われる情報の流通によって権利侵害があった場合においてプロバイダ、サーバの管理者・運営者、掲示板管理者などの①損害賠償責任の制限や②発信者情報の開示請求を定めた法律である。2021 年 4 月をもって改正が行われた。

本研究では「プロバイダ責任制限法改正」に焦点を当て、改正後の効果性検証を行うと共に残り続ける課題について検討を行う。そのため(1)改正前プロバイダ責任制限法の分析(2)改正後プロバイダ責任制限法の分析(3)課題比較と検討の 3 つのフェーズで研究を行う。

(1)においては発信者情報開示における課題点として①開示要件の曖昧さ②契約者と発信者の異なる場合の対処③ログイン型 SNS での開示が困難であること④複数回の裁判手続きが必要になること⑤ログの保存期間が短いこと⑥費用的コストがかかる過ぎること⑦侮辱罪・名誉毀損罪刑罰の軽さという 7 つの課題点を発見した。

(2)においては①新たな裁判手続きの創設②開示できる範囲の見直しという 2 つの改正点を発見した。

①新たな裁判手続きの創設が行われた。今までは発信者を特定し、損害賠償請求をするにはコンテンツプロバイダへの裁判とアクセスプロバイダへの裁判を行って発信者を特定し、損害賠償請求を行うという計 3 回の裁判が必要となっていた。今回の改正によって 1 回の非訟手続きによって発信者情報開示手続きを行うことが可能となった。そのため問題の④複数回の裁判手続きの必要性から時間的・費用的コストがかかること⑤プロバイダに残されたログが消えてしまうことで特定が不可能になるという 2 つの問題は解決が図られている。

②開示できる範囲の見直しが行われた。Twitter や Facebook などの現代主流となっているログイン型 SNS では個別の投稿に IP アドレスが紐づかず、ログイン時情報しか残っていなかった。そのためログイン時情報が「侵害情報に係る」と判断できるのが論点となっていた。今回の改正によって、ログイン時情報を侵害関連通信として開示の対象としたことによって③ログイン型投稿で発信者を特定できないという問題を解決することに繋がった。

③④⑤といった解決が図られた問題がある一方で、①②⑥⑦といった今回の改正で解決がなされなかった問題も存在する。これらの問題の中にはプライバシー保護・通信の秘密との調和という観点から法規制とすることが難しい問題も存在する。そのため第 3 者機関の充実や法規制の緩和など今後検討していく必要がある。

(指導教員 高良幸哉)